

次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策(案)について

区では「中野区文化芸術振興基本方針」の策定や本充実策の骨子のほか様々な機会をとらえて、文化・芸術団体などから文化芸術振興策に関わる意見を伺ってきた。これらの意見を踏まえ、標記充実策(案)をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

1 中野区の子どもたちの文化・芸術に関する現状と課題

- (1) 子どもの文化・芸術に関して、区民の需要が高い一方、現在の文化的環境への満足度が低い
 - ・「子どもの文化芸術体験を重要である」は89.1%である一方、「中野区の文化的環境に満足している」は16.1%である(「中野区文化芸術活動に関する実態調査」2020年3月)。
 - ・文化・芸術、子育て・教育に関する事業を対象に実施している「中野区シティプロモーション事業助成」への関心と需要が高まっている。
 - ・同事業助成を受けた取組に参加した区民からは、「継続して実施してほしい」、「さらに拡大して実施してほしい」という声が多い。また、地域や学校などアウトリーチによる事業展開があると、参加した区民(子どもたち、親など)の満足度が非常に高い。
 - ・プロフェッショナルの文化・芸術に触れた区民(子どもたち、親など)の満足度が高く、また、行動変容につながることもある。
- (2) 子どもが文化・芸術に触れ、体験する機会が少ない
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、多くの事業が中止となるなど、子どもたちが文化・芸術に触れ、体験する機会が減少した。
 - ・文化・芸術活動を継続させ、さらに拡大して区民に提供していくためには、一定規模の施設を確実に確保することや、事業資金の援助などの支援が不可欠である。
- (3) 子どもの文化・芸術活動や発表機会が限られている
 - ・18歳未満の子どもによる区内文化施設(音楽室やリハーサル室)の利用は、全体的に低い。
 - ・若い世代が、自身の文化・芸術活動を発表する機会や場所が少ない。
- (4) 文化・芸術活動における場所が限られている
 - 区有施設は、防音などが整備された場所が少なく、和太鼓をはじめ、大きな音や振動が生じる場合、練習など活動できる場所が非常に限られている。
- (5) 文化・芸術活動に関する情報発信が弱い
 - 「中野区からの文化芸術活動における情報発信を十分だと思わない」は35.7%(2022年中野区区民意識・実態調査)。
- (6) 23区において文化芸術に関わる財団や基金を設けていない区はわずかである。

2 基本的な考え方

- (1) 子どもたちの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会を増やす
- (2) 主に次世代を担う子どもたちや若者の文化・芸術活動を促進するための環境を整備する
- (3) 中野区における文化・芸術活動や作品の情報発信を強化する

3 取組案

(1) 子ども育成文化・芸術事業認定制度（区公認制度）

子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業のうち、実施者の実績や事業の創造性、波及効果などを総合的に審査し、優れていると判断できるものを「子ども育成文化・芸術事業」として認定し、ホールなどの区有文化施設の利用料金を減額する。

また、認定事業として区及び指定管理者の広報媒体で広く情報発信していくことで、子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術事業の促進を図り、子どもの鑑賞・体験機会を充実させる。

ア 対象

区有文化施設における子どもを対象とした文化・芸術事業

イ 認定方法

プレゼンテーション及び書類による審査

※ 審査は関連所管の管理職により行う。また、有識者や関係者などをオブザーバーとし、参考意見を聴取する。

ウ 想定団体（事業）数

3～5団体（事業）

エ 認定基準

- ① 子どもたちの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会として優れているか
子どもの参加しやすさ、事業の継続性、実行可能性、将来性など
- ② 実績を挙げているアーティストが関わっている事業であるか
アーティストの経歴や実績（子どもを対象とした文化・芸術活動や事業への関与）など

オ 認定結果と支援内容

① 認定結果

- ・「優」：認定基準①、②を満たした事業
- ・「良」：認定基準①を満たした事業

※シティプロモーション事業助成の交付決定事業は、「良」として認定する。

② 支援内容

(ア) 事業で利用する区有文化施設全ての利用料金の減額（上限額を設ける方向で検討する）

- ・「優」：利用料金の80%を減額する。
- ・「良」：利用料金の50%を減額する。

(イ) 区及び指定管理者の情報媒体等による広報周知

区及び指定管理者のホームページやSNS、「ないせす」により事業を周知する。

③ 認定事業の発展に向けた取組

事業の発展を促すため、事後評価によるインセンティブの付与を検討していく。

カ 認定期間及び申請可能期間

認定を受けた年度を認定期間とし、3年度まで申請できるものとする。

キ 特に優れた事業について

特に優れた実績を挙げた事業については、なかの ZERO 指定管理者が実施する区の指定事業に組み込むなど、子どもを対象とした事業の拡充につなげていく。

(2) 子どもの文化・芸術活動等を活性化するための施設利用料金の減額

子どもの文化・芸術活動や区立・区内私立学校における部活動に対し、ホールなどの区有文化施設全ての利用料金を減額することで、活動の活性化を図る。

ア 対象

4月1日時点で18歳未満の子どもの文化・芸術活動（区立・区内私立学校の部活動含む）

イ 減額率

50%

ウ その他の減額

アの対象において、利用日の3か月前を過ぎたホール施設を利用する場合（集客は不可）は、より高い減額率で利用できるものとする（大・小ホール：9割/野方、芸小：8割を想定）。また、1団体が利用できる回数の上限を設けることも検討する。

(3) 「(仮称) 子ども文化芸術振興基金」の創設

ア 基金の設置理由

- ・次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実には持続的な取組が必要不可欠
- ・安定的かつ継続的な取組が可能となる
- ・このような取組に対する寄附が期待できる
- ・区の文化・芸術を通じた子どもの次世代育成に資する取組のアピールできる（区の姿勢を示す）
- ・さらなる文化・芸術情報の収集や区への愛着・シビックプライドの醸成にもつながる

イ 基金を活用した事業

① 子ども育成文化・芸術アウトリーチ事業

区内で活動するアーティストや団体が行っている子どもの育成に資する文化・芸術事業を、希望する施設にアウトリーチして提供していく。

(ア) 対象施設

区民活動センター、保育園、幼稚園、児童館、特別支援学校、児童養護施設など

(イ) 内容

各施設のニーズを踏まえて、アウトリーチが可能な区内で活動するアーティストや団体を活用していく。この中で次世代を担う若手のアーティストや団体の起用を促していく。

② 新庁舎1階の区民交流スペース等を活用した事業の展開

子どもを対象とした文化・芸術の発表や交流の場として活用など

※ シティプロモーション事業助成は、同基金による事業助成への転換も視野に入れ検討する。

(4) 情報発信の強化

- ・ SNS の積極的な活用、ホームページや「ないせす」などの掲載情報を改善
- ・ 実際に鑑賞や体験をした子どもたちの声、ナカノ観光レポーターによるレビューの発信
- ・ アーティストバンクの創設によるアーティストや団体の情報発信

4 スケジュール（予定）

- | | | |
|------|----|-------------------------------------|
| 令和6年 | 1月 | 充実策の決定 |
| | 2月 | 「(仮称) 子ども文化芸術振興基金設置条例」の議案提出（第1回定例会） |
| | 7月 | 文化施設利用料金減額の運用開始 |